

政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの
排出の抑制等のため実行すべき措置について定
める計画に基づく、防衛庁の実施計画

平成17年6月

防 衛 庁

政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画に基づく防衛庁の実施計画

平成17年6月30日
地球温暖化対策実行計画
推進・点検委員会決定

1 趣 旨

平成17年2月16日に気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（以下「京都議定書」という。）が発効したのを受け、我が国では京都議定書で定められている温室効果ガス6%削減（1990年比）を達成すべく、「京都議定書目標達成計画」及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（以下「政府の実行計画」という。）を同年4月28日に閣議決定した。

「政府の実行計画」において、関係府省は、平成18年度を目標年度とする温室効果ガスの排出の削減並びに吸収作用の保全及び強化のために自ら実行する措置を定めた実施計画を策定することとされた。これに基づき、平成13年度比で平成18年度までに防衛庁の事務および事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を7%削減することを目標とする防衛庁の実施計画を以下のとおり定める。

2 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

(1) 低公害車の導入

政府の一般公用車については、低公害車比率100%を維持するとともに、一般公用車以外の公用車についても数値目標を掲げて低公害車化を図る。

(2) 自動車の効率的利用

ア 通勤時や業務時の移動において、鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進する。

イ 有料道路を利用する公用車について、ETC車載器を設置する。

ウ 公用車にカーナビゲーションを設置することにより、目的地までの適正なルートを使用することにより燃料の削減を図る。

エ アイドリングストップ等、公用車の運転者に周知を図る。

オ カーエアコンの設定温度を1度アップすることを公用車の運転者に周知を図る。

3 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

(1) 既存の建築物における省エネルギー対策の徹底

既存の建築物のエネルギー使用状況等の診断及び温室効果ガスの排出の抑制

等に資する改修を平成18年度末までに重点的に実施する。

- (2) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入
庁舎に高効率空調機を可能な限り幅広く導入する。
- (3) 太陽光発電等新エネルギーの有効利用
庁舎や公務員宿舎に太陽光発電、燃料電池等を可能な限り幅広く導入する。
- (4) 庁舎敷地について、植栽の適正な維持管理を図る。
- (5) その他
E S C O事業導入のフィージビリティ・スタディを実施し、可能な限り幅広く導入する。

4 その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

- (1) エネルギー使用量の抑制
 - ア 省CO₂に資する適正な施設の運用管理を徹底する。
 - イ 庁舎の使用電力購入に際して、省CO₂化の要素を考慮した購入方式を導入する。
 - ウ 庁舎や公務員宿舎に高効率給湯器を可能な限り幅広く導入する。
 - エ 庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）など空調設備の適正な運転をするための庁内放送などを実施し、周知・協力を求める。
 - オ 空調設備について庁舎を定期的に点検し、冷暖房温度の適正な管理を図る。
 - カ 空調機の運転時間の短縮を極力図る。
 - キ 退庁時や各会議室退出時に空調スイッチ等を確実に切る。
 - ク 庁舎を定期的に点検し、荷物運搬用エレベーターの使用制限を図る。
 - ケ ボイラー等のエネルギー供給設備の効率的な運転を図る。
 - コ トイレ洗浄器を定期的に点検し、節電モードや適温に設定するなど節電を図る。
 - サ 消灯を推進するため庁舎を定期的に点検し、部分消灯できない箇所を検討し改修する。
 - シ トイレ照明の熱線センサー付自動スイッチの設定調整により、点灯時間を短縮する。
 - ス 庁舎を定期的に点検し、消灯できる場所の照明を消灯する。
 - セ 庁舎における照明の照度を定期的に点検し、適正な照度管理を図る。
 - ソ 昼休みの一斉消灯など庁内放送などを行い、職員の更なる取組の推進を図る。
 - タ 節電担当者を設置し、定期的に点検して節電状況の徹底を図る。
 - チ 退庁時には、コピー機、プリンターなどのOA機器の主電源をオフにするなど節電の徹底を図る。
 - ツ 退庁時にコンセントからプラグを抜いて、待機時消費電力の削減を図る。

- テ 屋外照明施設の深夜の消灯や減灯などの適切な点灯管理を図る。
- ト 窓面に断熱フィルムを使用及びカーテン、ブラインド等の使用による外気負荷の軽減を図る。
- ナ 執務室へ温湿度計設置により適正な温度管理を図る。

5 職員に対する研修等

- (1) 昼休みの一斉消灯など「省CO₂行動ルール」を策定し、実施する。
- (2) 職員から省CO₂化に資するアイデア（エコ・アイデア）を募集し、効果的なものを実行に移す。

6 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

実施計画を推進するために、「政府の実行計画」に定められた取組の円滑な推進並びに取組の実績の集計及び分析等の点検を行うため、防衛庁に設置している地球温暖化対策実行計画推進・点検委員会（以下「委員会」という。）において実施状況の点検等を行う。